



記帳継続指導のご案内

日々の記帳から確定申告まで1年間指導します

～正規の簿記を理解して55万円（※）の青色申告特別控除を受けましょう～

青色申告をしている方には、青色申告特別控除という特典があります。日々の取引を「正規の簿記の原則」（複式簿記）にしたがって記帳し、「損益計算書」および「貸借対照表」を「確定申告書」とともに申告期限までに提出すると、決算書の所得金額から最大55万円（※）を控除することができます。

商工会議所では、新しく記帳を始められる方や、記帳方法が分からない方、正規の簿記の原則に則った記帳をしたい方のために、記帳継続指導を行なっております。

（※）併せて、電子帳簿保存または電子申告をした場合、青色申告特別控除の上限額が65万円になります。

対象者：事業所得者、不動産所得者もしくは年金受給者を除く雑所得者で次に掲げる方。

ただし、譲渡所得（少額の総合譲渡所得を除く。）を有する方を除く。

イ. 前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下の方。

ロ. イに該当する方が消費税課税事業者である場合には、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の方。

内 容

帳面の作成、決算処理、確定申告書の作成指導を、税理士・記帳職員が個別に指導を行います。

日 時

令和6年5月～令和7年3月
毎月1回
午後7時～午後9時

場 所

羽島商工会議所 2F 常議員室
（都合により変更になる場合があります。）

受 講 料

無 料

申込期限

初期申込期限 令和6年5月9日（木）まで
以後、9月27日（金）まで
随時お申し込みを受け付けます。

※ ご希望の方は裏面の申込書に必要事項をご記入の上、当商工会議所までお申し込み下さい。（メール・FAX可）
日程等は、申込み締め切り後に FAX、E-mail もしくは郵送にてご案内します。

第1回は令和6年5月17日（金）に開催いたします。

お申込み、お問合せは… 羽島商工会議所

中小企業相談所

TEL 058-392-9664
FAX 058-392-6708
E-mail info@hashima-cci.or.jp